

(2) その他報告（議決を要しないもの）

報告番号	件名	内容（主なもの）	提出月日																					
報告第1号	堺市国民保護計画の変更の報告について	国が定める国民の保護に関する基本指針の変更に基づくもので、国民保護法、事態対処法等の一部改正に伴うもの。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき報告するもの	2月18日																					
報告第2号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <table border="0"> <tr> <td>健康部</td> <td>2件</td> <td>535,312円</td> </tr> <tr> <td>子ども相談所</td> <td>1件</td> <td>150,425円</td> </tr> <tr> <td>住宅部</td> <td>1件</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>1件</td> <td>207,190円</td> </tr> <tr> <td>北区役所</td> <td>1件</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>2件</td> <td>311,963円</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>2件</td> <td>880,720円</td> </tr> </table> <p>○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明け渡しに係る訴えの提起 9件</p> <p>○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 3件</p>	健康部	2件	535,312円	子ども相談所	1件	150,425円	住宅部	1件	20,700円	南区役所	1件	207,190円	北区役所	1件	200,000円	土木部	2件	311,963円	学校教育部	2件	880,720円	2月18日
健康部	2件	535,312円																						
子ども相談所	1件	150,425円																						
住宅部	1件	20,700円																						
南区役所	1件	207,190円																						
北区役所	1件	200,000円																						
土木部	2件	311,963円																						
学校教育部	2件	880,720円																						
報告第3号	児童福祉法第57条の2第2項に基づく返還金及び加算金の督促処分に係る審査請求の却下裁決の報告について	児童福祉法第57条の2第2項に基づく返還金及び加算金の督促処分に係る審査請求について、処分庁が本件督促処分を取り消したことにより、回復すべき法律上の利益があることが認められないことから却下したもの	2月18日																					
報告第4号	本市の出資に係る法人の令和2年度事業計画及び予算の提出について	<p>公益財団法人 堺市産業振興センター</p> <p>公益財団法人 堺市公園協会</p> <p>公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター</p> <p>公益財団法人 堺市救急医療事業団</p> <p>公益財団法人 堺市文化振興財団</p> <p>公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>株式会社 さかい新事業創造センター</p>	2月18日																					

報告番号	件名	内容(主なもの)	提出月日												
報告第6号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <table border="0"> <tr> <td>子ども相談所</td> <td>1件</td> <td>330,400円</td> </tr> <tr> <td>住宅部</td> <td>1件</td> <td>41,485円</td> </tr> <tr> <td>警防部</td> <td>2件</td> <td>940,206円</td> </tr> </table> <p>○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明け渡しに係る訴えの提起 1件</p> <p>○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 6件</p>	子ども相談所	1件	330,400円	住宅部	1件	41,485円	警防部	2件	940,206円	5月28日			
子ども相談所	1件	330,400円													
住宅部	1件	41,485円													
警防部	2件	940,206円													
報告第10号	令和元年度堺市水道事業会計の建設改良費予算繰越の報告について	繰越額: 1,318,610,000円	5月28日												
報告第11号	令和元年度堺市下水道事業会計の建設改良費予算繰越の報告について	繰越額: 6,669,205,000円	5月28日												
報告第12号	令和元年度堺市下水道事業会計の事故繰越の報告について	繰越額: 3,600,000円	5月28日												
報告第13号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <table border="0"> <tr> <td>環境事業部</td> <td>1件</td> <td>47,800円</td> </tr> <tr> <td>開発調整部</td> <td>1件</td> <td>176,778円</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>4件</td> <td>1,165,837円</td> </tr> <tr> <td>南保健総合福祉センター</td> <td>1件</td> <td>378,400円</td> </tr> </table> <p>○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明け渡しに係る訴えの提起 4件</p>	環境事業部	1件	47,800円	開発調整部	1件	176,778円	土木部	4件	1,165,837円	南保健総合福祉センター	1件	378,400円	7月27日
環境事業部	1件	47,800円													
開発調整部	1件	176,778円													
土木部	4件	1,165,837円													
南保健総合福祉センター	1件	378,400円													
報告第14号	令和元年度堺市一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の提出について	<p>限度額: 15,651,000,000円</p> <p>繰越額: 13,241,597,000円</p>	7月27日												

報告 第15号	令和元年度堺市一般会計の事故繰越しに係る繰越計算書の提出について	繰越額：55,563,400円	7月27日
報告 第16号	令和元年度堺市公共用地先行取得事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の提出について	限度額：324,000,000円 繰越額：6,353,000円	7月27日
報告 第17号	令和元年度健全化判断比率の報告について	実質赤字比率及び連結実質赤字比率 非算定 実質公債費比率 5.3% 将来負担比率 9.4%	8月21日
報告 第18号	令和元年度資金不足比率の報告について	公営企業における資金不足比率 非算定	8月21日
報告 第19号	本市の出資に係る法人の決算について	公益財団法人 堺市産業振興センター 公益財団法人 堺市公園協会 堺市住宅供給公社 公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター 公益財団法人 堺市救急医療事業団 公益財団法人 堺都市政策研究所 公益財団法人 堺市文化振興財団 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団 株式会社 さかい新事業創造センター	8月21日
報告 第20号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	○1件100万円以内の損害賠償額の決定 土木部 5件 6,10,917円 ○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 1件	8月21日

報告番号	件名	内容（主なもの）	提出月日												
報告 第21号	地方独立行政法人堺市立病院機構令和元年度の業務実績に関する評価結果の報告について	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見を踏まえ、地方独立行政法人堺市立病院機構の令和元年度の業務実績に関する評価を行った結果について、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告するもの	8月21日												
報告 第22号	地方独立行政法人堺市立病院機構中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見を踏まえ、地方独立行政法人堺市立病院機構の中期目標期間の業務実績に関する評価を行った結果について、地方独立行政法人法第28条第5項に基づき議会に報告するもの	8月21日												
報告 第23号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <table border="0" data-bbox="614 786 1189 965"> <tr> <td>人事部</td> <td>1件</td> <td>395,950円</td> </tr> <tr> <td>子ども相談所</td> <td>1件</td> <td>99,000円</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>7件</td> <td>890,359円</td> </tr> <tr> <td>公園緑地部</td> <td>2件</td> <td>285,258円</td> </tr> </table> <p>○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明け渡しに係る訴えの提起 3件</p> <p>○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 2件</p>	人事部	1件	395,950円	子ども相談所	1件	99,000円	土木部	7件	890,359円	公園緑地部	2件	285,258円	11月26日
人事部	1件	395,950円													
子ども相談所	1件	99,000円													
土木部	7件	890,359円													
公園緑地部	2件	285,258円													